

川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正(素案)について

平成 25 年 12 月
都市計画部都市計画課

1 改正の趣旨

新河岸駅周辺地区地区計画区域内において、建築物の制限区域を拡大するため、川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

新河岸駅周辺地区地区計画区域の地区整備計画区域（従前：24.2ha 変更後：72.5ha）が変更になったため、「川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の適用区域を次のとおり変更しようとするものです。

(新)別表第 1 (第 3 条関係)

名称	区域
新河岸駅周辺地区地区整備計画区域	<u>平成 25 年川越市告示第 7 1 4 号</u> に定める川越都市計画新河岸駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(旧)別表第 1 (第 3 条関係)

名称	区域
新河岸駅周辺地区地区整備計画区域	<u>平成 23 年川越市告示第 7 7 5 号</u> に定める川越都市計画新河岸駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

3 施行予定日

平成 26 年 4 月 1 日